平成２６年（フ）第３７１号
埼玉県入間市大字上藤沢406番地　18―201
債務者　高橋　　徹
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３９９号
埼玉県ふじみ野市北野１丁目２番16号　リエスふじみ野北野303
債務者　最上　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７４号
山口県宇部市大字妻崎開作306番地４カトル・ナフⅡ202号、従前の住所山口県宇部市大字中野開作468番地18
債務者　藤永奈緒美
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２００号
相模原市南区双葉１丁目11番35号
債務者　渡邊　　操
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２０３号
相模原市南区松が枝町23番７号　ＳＯＲＲＡ相模原607
債務者　元田　信子
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１１７３号
北海道恵庭市黄金北３丁目17番地12　パレーシャルオガワ101号
債務者　高橋　喜輝
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１８６号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番21―102号
債務者　平出　幸彦
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２１５号
札幌市白石区栄通６丁目14番12号　シェモア１―208号
債務者　横内　竜太
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０２号
盛岡市岩脇町17番９号　コーポＪＩ・201号、前住所盛岡市岩脇町16番24号　シャーメゾン岩脇202号、前々住所岩手県北上市若宮町１丁目７番16号　マンションアカヒラ303号
債務者　浜守　笑香（旧姓沼崎）
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４８号
福島県喜多方市山都町木幡字家ノ前甲283番地２
債務者　仮名　茂美
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
群馬県利根郡みなかみ町後閑73番地２　ハイツあきやまＡ―１
債務者　廣田　信也
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
群馬県高崎市箕郷町上芝839番地４　ベルジ箕輪
債務者　志村萬里子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７１５号
埼玉県北本市緑１丁目12番地
債務者　若林　美紀
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７３０号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端２丁目５番７号　ベルピア姫宮第１―104号、旧住所埼玉県草加市吉町３丁目６番46―217号
債務者　小野寺常男
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７５５号
埼玉県川口市前川町４丁目247番地の１　ボンジョネ201号
債務者　上田真奈美（旧姓豊田・塚田）
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
埼玉県八潮市八潮４丁目23番地10
債務者　松崎　武夫
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係